

**施策体系シート(行政経営Bシート)**

作成者	組織	建築住宅課	職	課長	氏名	三谷浩二郎
評価者	組織	建築住宅課	職	課長	氏名	三谷浩二郎

施策	施策の目標	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		評価
					(年度)	(年度)	
施策1	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり	住宅など建築物の耐震化率	%	95 (R7)	76 (H25)	- (H30)	B
		要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	%	100.0 (R7)	61.2 (H29)	68.9 (H30)	

施策の目標達成に向けて重点的に取り組むべき課題							課題に対する主な取り組み				評価		
施策	課題		成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		事務事業	対象	予算 (千円)	決算 (千円)	事業の有効性	今後の方向性
					(年度)	(年度)	(年度)						
施策1	課題1	木造住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	%	95 (R7)	76 (H25)	- (H30)	住宅・建築物耐震化促進事業	県民	45,760	11,609	C	継続
施策2	課題2	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	%	100 (R7)	61.2 (H29)	68.9 (H30)	建築物耐震改修促進事業	市町	21,631	20,493	B	継続

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 住宅・建築物耐震化促進事業	事業開始年度	平成18年度	事業終了予定年度	
	根拠法令	耐震改修促進法		
	・計画等	石川県耐震改修促進計画		

作	組	織	建築住宅課 住まいづくりG		
成	職	氏名	主任技師 平田 圭亮		
者	電話番号	076 - 225 - 1777 内線 5317			

**事業の目的**  
 地震と建物に関する正しい知識の普及及び防災意識啓発をすると共に、適切な支援を行うことにより、地震災害から住民の生命と財産を守り、住民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅等の安全を確保する。  
 平成28年度に石川県耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における住宅の耐震化率の目標値を95%としている。

**事業の概要**  
 住宅の耐震診断・耐震改修への支援

①耐震診断費助成  
 対象事業  
 ・市町が行う、昭和56年以前に建設された住宅に対する耐震診断費補助事業

補助金額  
 ・市町が負担する額の1/2(限度額 12,500円)  
 ※ 現地調査が必要な場合は、市町が負担する額(国費を除く)の1/2以内

②耐震改修費助成  
 対象事業  
 ・市町が行う、昭和56年以前に建設された住宅に対する耐震改修工事費補助事業

補助金額  
 (定額補助(限度額1,500千円)実施市町)  
 ・市町が負担する額の1/2(限度額 500,000円)

(参考:従来制度)  
 (一般区域) 市町が負担する額の1/4(限度額 50,000円)  
 (重点区域) 市町が負担する額の1/2(限度額150,000円)  
 ※重点区域:各市町耐震改修促進計画に基づき、県の承認を得て定める区域  
 まちなかにおける密集住宅区域、緊急輸送道路や避難路の沿道区域等

この他、普及啓発として、出前説明、ダイレクトメール送付(県民へのチラシ等の直接送付)及び住宅耐震セミナー等を実施

これまでの見直し状況  
 耐震診断・耐震改修への支援制度  
 ・H19年度より、耐震設計補助に変え、耐震改修工事に対する助成を行うこととした  
 ・H24年度より、自己負担なしで行う簡易的な耐震診断への補助を拡充  
 ・H27年度より、段階的に耐震改修工事をするものにも補助を拡充  
 ・H27年度より、簡易耐震診断の現地調査費についても補助を拡充  
 ・H30年度(6月補正)より、自己負担を大幅に軽減する耐震改修新制度を創設(補助限度額の引き上げ)

施策・課題の状況						
施策	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり				評価	B
課題	木造住宅の耐震化の促進					
	指標	住宅の耐震化率			単位	%
	目標値	現状値				
	平成37年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	95	-	-	-	-	-
平成25年:76%(国が平成25年度に実施した住宅・土地統計調査をもとに県が算定した耐震化率)						
耐震診断助成件数 H26:119件 H27:84件 H28:126件 H29:64件 H30:90件						
耐震改修費助成件数 H26:17件 H27:12件 H28:7件 H29:18件 H30:31件						
事業費						
	(単位:千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業費	予算	9,700	9,700	7,760	7,760	45,760
	決算	2,938	2,519	2,571	2,621	11,609
一般	予算	9,700	9,700	7,760	7,760	45,760
財源	決算	2,938	2,519	2,571	2,621	10,109
事業費累計		28,209	30,728	33,299	35,920	47,529
評価						
	項目	評価	左記の評価の理由			
	事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	C	平成30年度は、熊本地震を受けて、国の耐震改修補助が拡充されたことを踏まえ、県の補助額を上乘せして50万円に拡充し、耐震改修に対する自己負担の軽減を図った。その結果、助成件数は過去最多の31件となったものの、想定70件には及ばなかった。 また、住宅耐震に関する意識の向上により、耐震診断件数は昨年度に比べ増加しており、耐震化の促進に一定の効果があった。			
	今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取りくむのか)	継続	耐震に関する県民・事業者の関心は高まっており、引き続き、耐震診断・耐震改修への助成を行うとともに、耐震化の促進に向け、県・市町が連携して様々な普及啓発の取り組みを実施する。			

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 建築物耐震改修促進事業	事業開始年度	平成28年度	事業終了予定年度	
	根拠法令 ・計画等	耐震改修促進法		

作組	織	建築住宅課 建築行政G		
成職	氏名	主任技師 東山剛		
者	電話番号	076 - 225 - 1778 内線 5305		

**事業の目的**

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられることとなった。  
耐震診断の結果が公表されることから、現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施し、利用者に対し安心・安全を提供できるよう、耐震改修工事に対し補助を行う。

**事業の概要**

不特定多数の者が利用する大規模な建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震改修への補助

**対象建築物**

要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物を対象とする。  
ただし、公益性の観点から、旅館・ホテルや商業施設などについては、災害時に自治体の要請に応じた支援を行う協定を市町と締結しているものに限る。

**耐震改修費補助**

- 対象事業：市町が行う、対象建築物に対する耐震改修費補助事業
- 補助率：市町が負担する額(国費を除く)の1/2 (県・市町5.75%ずつの負担割合)

**補助対象事業費及び負担割合 (対象建築物全体)**

補助対象事業	補助対象事業費	内訳				事業者 [55.2%]
		国 [1/3]		地方 [11.5%]		
		国交付金 [11.5%]	※国補助 [21.8%]	県 [5.75%]	市町 [5.75%]	

※国から事業者への直接補助

施策・課題の状況						
施策	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり	評価	B			
課題	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進					
	指標	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	単位	%		
	目標値	現状値				
	令和7年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	100	-	-	57.1	61.2	68.9
法改正による耐震診断が義務化された大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された建築物に対して、国の補助制度を活用し、耐震診断に引き続き、耐震改修工事への補助を行い、建築物の耐震化を促進することにより、安心・安全なまちづくりを推進する。						

事業費						
(単位:千円)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業費	予算			50,000	2,300	21,631
	決算			0	1,365	20,493
一般	予算			50,000	2,300	21,631
	決算			0	1,365	20,493
事業費累計				0	1,365	21,858

評価		
項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	平成30年度は、補助を受けて改修した案件が1件で、補助を受けずに解体等した案件が2件と、対象となる21件のうち3件進み、目標に対して順調に推移している。 民間施設の耐震改修にあたっては、多額の費用を要することから、本事業により、事業者を資金面から後押しすることは耐震化の促進に有益である。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取りくむのか)	継続	要緊急確認大規模建築物は、不特定多数の県民が利用することから、耐震化は喫緊の課題であり、県と所在する市町が協力し、耐震性が低い建築物の所有者に対して、補助制度の説明を丁寧に行い、これまで以上に改修を促していく。